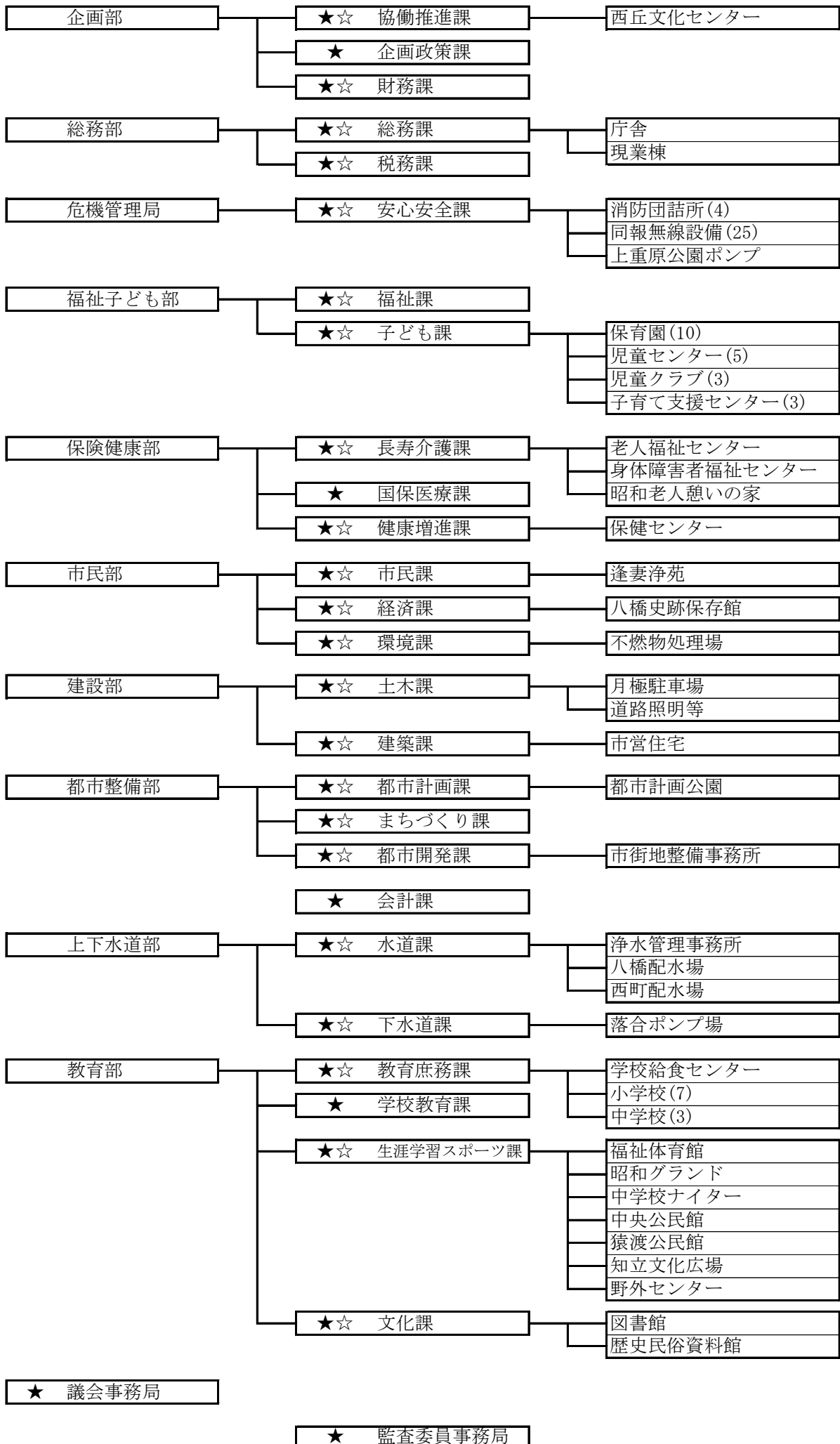


対象施設

市 役 所	1 本庁舎、現業棟	社会教育施設等	33 中央公民館
保 育 園	2 知立保育園	社会教育施設等	34 猿渡公民館
	3 来迎寺保育園		35 知立文化広場
	4 上重原保育園		36 野外センター
	5 知立南保育園	保健体育施設等	37 図書館
	6 逢妻保育園		38 歴史民俗資料館
	7 高根保育園		39 福祉体育館
	8 新林保育園		40 昭和グラウンド
	9 八橋保育園	保健衛生施設等	41 学校給食センター
	10 宝保育園		42 保健センター
	11 上重原西保育園		43 逢妻浄苑
	児童センター等	12 来迎寺児童センター	社会福祉施設等
13 昭和児童センター		社会福祉施設等	45 身体障害者福祉センター
14 西児童センター			46 昭和老人憩いの家
15 花山児童センター			47 西丘文化センター
16 南児童センター			そ の 他
17 猿渡児童クラブ		49 消防団第2分団詰所	
18 八ツ田児童クラブ		50 消防団第3分団詰所	
19 西児童クラブ		51 消防団第4分団詰所	
20 中央子育て支援センター		52 同報無線設備等	
21 来迎寺子育て支援センター		53 八橋史跡保存館	
22 南子育て支援センター		54 不燃物処理場	
小 学 校		23 知立小学校	
	24 猿渡小学校	56 道路照明等	
	25 来迎寺小学校	57 市営住宅等	
	26 知立東小学校	58 都市計画公園等	
	27 知立西小学校	59 市街地整備事務所	
	28 八ツ田小学校	60 浄水管理事務所	
	29 知立南小学校	61 八橋配水場	
中 学 校	30 知立中学校	そ の 他	62 西町配水場
	31 竜北中学校		63 落合ポンプ場
	32 知立南中学校		

- ・リリオ出張所は、賃貸料のみ、かつ、対象者なしのため対象外とする。
- ・原則として、指定管理者制度による管理施設については対象外とする。



★：個別評価票

☆：排出量集計報告

- ・★の課等の職員・・・毎月計画の取組状況について個別評価票に記入する。□
- ・★の課等の推進員・・・個別評価票の結果を踏まえ、四半期評価を作成し、環境課あてに報告する。□
(※市議会議員、嘱託員、臨時職員、委託先職員は、原則として個別評価票の対象外とする。)
- ・☆の課等の推進員・・・四半期ごとの該当施設等の排出量集計報告を作成し、環境課あてに報告する。